

# 山梨県公報

第百九号

令和二年

七月二日

木曜日

## 目次

### 告示

○附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………三五三  
○道路の供用開始(二件)……………三五三

### 公告

○県税等の収納事務の委託……………三五四

### 人事委員会

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………三五五  
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三五六

### 公安委員会

○落札者の決定について……………三五六

## 告示

### 山梨県告示第二百十一号

附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和二年七月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県クリ ーニング師 試験委員会	一 試験方針の決 定 二 試験問題の作 成 三 合否の検討	十人以内	一 衛生法 規や公衆 衛生に関 する知識 を有する 県の職員	令和二年七 月二十一日 から令和三 年三月三十 日まで	福祉保健 部衛生業 務課

### 山梨県告示第二百十二号

二 繊維や クリーニ ング技術 について 専門的な 知識を有 する県の 職員	三 繊維の 鑑別に関 する技能 を有する 県の職員	四 クリー ニング師 の免許を 受け、か つ、ワイ シャツの アイロン 仕上げに 関する技 能を有し ている者 で、山梨 県クリー ニング生 活衛生同 業組合の 推薦する 者
---	---------------------------------------	--

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	中下条甲府線	甲府市下飯田一丁目四五九番一 地先から 甲府市飯田二丁目五三番五地先 まで	二五三・〇	令和二年七 月六日

山梨県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市芦川町鶯宿字里道二三七 五番一地先から 笛吹市芦川町鶯宿字シダ倉二三 七六番二地先まで	八九・八	令和二年七 月七日

公 告

● 県税等の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託した。

令和二年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託事務の範囲

法人二税等（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税）、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、鉦区税、県固定資産税に係る本税、延滞金及び加算金についてコンビニエンスストアの店舗を通じて収納し、その収納金を指定金融機関（山梨県財務規則（昭和三十九年規則第十一号）第二百四条第一項に定めるものをいう。）に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

二 委託の相手方（コンビニエンスストアを通じて収納代行業務を行う会社）

山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社

三 委託の期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

四 提携コンビニエンスストア本部

所在地及び名称	チェーン名
東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グ ローサースチェーン株式会社	コミュニティ・ストア
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会 社しんきん情報サービス	MMK設置店
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十 一番地 株式会社セイコーマート	セイコーマート、ハマナスクラブ、 ハセガワストア及びタイエー
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セ ブニーイレブン・ジャパン	セブニーイレブン
東京都港区芝浦三丁目一番二十二号 株式会 社ファミリーマート	ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ	ポプラ、くらしハウス、スリーエイト及び生活彩家
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社	ミニストップ
東京都千代田区岩本町三丁目十番二号 山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア及びヤマザキスペシャルパートナーショップ
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	ローソン及びローソンストア一〇〇

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十九号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月二日

山梨県人事委員会

委員長 井出 興 五右衛門

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条第一項とする。

附則第三項中「あつては」を「あつては」に改め、同項を附則第二条第二項とする。

附則第四項中「あつては」を「あつては」に改め、同項を附則第二条第三項とし、同条の次に次の三条を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に係る防疫等作業手当の特例）

**第三条** 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号。以下この条及び次条において「政令」という。）第二条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（政令第一条に規定するものをいう。以下同

じ。）の患者を受け入れる医療機関又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として人事委員会が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千元）とする。

3 保健所の所長が医師診療実験従事手当に係る業務に従事した場合であつて、当該業務の一部がこの条に規定する防疫等作業手当に係る作業にも該当することとなるときは、第五条の規定は適用せず、この条の規定による防疫等作業手当を支給する。

4 保健衛生業務従事手当に係る業務に従事した場合であつて、当該業務の一部がこの条に規定する防疫等作業手当に係る作業にも該当することとなるときは、第二十三条及び第三十四条第二項の規定は適用せず、この条の規定による防疫等作業手当を支給する。

5 この条の規定による防疫等作業手当には、第三十五条第一項の規定は適用しない。（新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う業務又は作業に従事した職員に支給する手当の特例）

**第四条** 職員が、政令第二条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う第三十二条第一項、第三十二条の二第一項、第三十二条の四第一項、第三十二条の六第一項又は第三十二条の九第一項に掲げる業務であつて人事委員会が認めるものに従事した場合におけるこれらの規定の額は、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の四第二項、第三十二条の六第二項又は第三十二条の九第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。

2 職員が、政令第二条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う第三十二条の十第一項又は第三十二条の十一第一項に掲げる作業であつて人事委員会が認めるものに従事した場合におけるこれらの規定の額の額は、第三十二条の十第二項若しくは第三項若しくは第三十二条の十一第二項に規定する額又は三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会

これに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千元）のうち最も高い額とする。

3 前項の規定による死体処理手当には、第三十五条第一項の規定は適用しない。

4 職員が、政令第二条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三第一項又は第三十二条の十四に掲げる作業であつて人事委員会が認めるものに従事した場合におけるこれらの規定の手当の額は、第三十二条の十二第二項、第三十二条の十三第二項若しくは第三十二条の十四に規定する額又は三千元（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千元）のうち最も高い額とする。

5 救助捜索手当（第三十二条の十二第二項の表中第二号の作業に限る。）に係る作業に従事し、前項の規定による手当の額の支給を受けることとなつた場合であつて、同一の日において航空手当に係る業務にも従事したときの手当の額は、第三十四条第四項の規定にかかわらず、第三十二条の十五第二項から第四項までに規定する額又は前項の規定による手当の額のうち最も高い額とする。

（特例の適用を受ける手当が二以上ある場合の調整）

第五条 同一の日において、第三条又は前条の規定による手当の額の支給を受けることとなる手当の種類が二以上ある場合には、いずれか一の手当のみを当該手当の額とし、その他の手当については第三条及び前条の規定の適用がなかつたものとして計算した場合における手当の額とする。この場合においては、支給される手当の合計額が最も高くなる組み合わせにより計算するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和二年二月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和二年七月二日

山梨県人事委員会

委員長 井出 興五右衛門

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「百分の九十二未満」を「百分の八十三・五以下」に、「百分の百十二未満」を「百分の百二・五以下」に改める。

第十三条の二第三号中「百分の四十二・五未満」を「百分の四十一・五以下」に、「百分の五十三・五未満」を「百分の五十一・五以下」に改める。

附則

この規則は、令和三年五月三十一日から施行する。

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年七月二日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 自動暗号化システム 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和二年六月五日

四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 一億二百七十三万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年四月二十三日